

○豊島区立郷土資料館公式Instagram運用要綱

令和6年11月14日

文化商工部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、「豊島区ソーシャルメディア運用基準」に基づき、豊島区立郷土資料館（以下「区」という。）が開設するInstagram（以下「公式Instagram」という。）を区民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) Instagram

Meta Platforms,Inc.が提供する無料の写真共有ソーシャルメディアサービスで、インターネットを利用し、不特定多数の利用者と写真や短時間動画を共有するサービスをいう。

(2) 公式Instagram

区が設置・運用するInstagramをいう。

(3) アカウント

Instagramを利用するために取得した権利及びユーザー名をいう。

(4) 利用者

公式Instagramの利用者をいう。

(5) コメント

他のユーザーのInstagramに意見等を投稿することをいう。

(6) いいね!

Instagramの投稿に対してワンクリックで肯定的な意思を示すことをいう。

(運用主体)

第3条 運用主体は区とし、運用管理者は文化商工部文化デザイン課長とする。運用管理者は、アカウントの登録、情報発信、運用管理等を行う。

2 アカウント名は「@toshima_kyoudo」とする。

(アカウント運用主体の明示)

第4条 区は、なりすまし等による誤情報の流布を防ぐため、運用主体としてアカウント名を区ホームページに明示する。

(運用主体及び発信内容等の明示)

第5条 区は、アカウントの運用主体について、公式Instagramのプロフィール欄に明示する。

(投稿内容)

第6条 公式インスタグラムは、次に掲げるものを発信する。

- (1) 豊島区立郷土資料館、豊島区立雑司が谷旧宣教師館、豊島区立鈴木信太郎記念館、豊島区立昭和歴史文化記念館の魅力、展示、イベント、ワークショップの紹介。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に区長が必要と認めるもの。

(投稿方法)

第7条 情報発信の原則は次のとおりとする。

- (1) 区職員であることの自覚と責任を持ち、地方公務員法その他の関係法令並びに職員の職務及び情報の取扱いに関する規定を遵守する。
- (2) 自らの職務に関する情報を発信する場合は、守秘義務を果たすとともに、意思形成過程における情報の取り扱いに十分留意する。
- (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、知的財産権等に関して侵害することがないように十分留意する。
- (4) 発信する情報は正確を期するとともに、その内容について誤解を招かないよう十分留意する。
- (5) アカウントの不正利用、業務目的外利用をしてはならない。
- (6) その他公序良俗に反する一切の情報を発信しない。

2 公式インスタグラムは発信のみを行い、原則として他のユーザーへのフォロー、コメントやいいね！等を行わない。また、公式インスタグラムの投稿に対する利用者からのコメントに個別の返信コメントは行わない。ただし、国や地方自治体、関連施設及び運用管理者が必要と認めるアカウントに限り、必要に応じて、いいね！及びコメント等を行う。

(投稿禁止情報)

第8条 利用者は、公式インスタグラムの利用に際して、次に掲げる内容のコメントを行ってはならないものとする。また運用管理者は、投稿内容が下記事項に該当すると判断した場合は、予告なく、情報の削除その他必要な措置を講じることができる。

- (1) 第6条に規定する投稿内容との関連性が認められないもの
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの
- (3) 区又は特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (4) 政治及び宗教活動を目的とするもの
- (5) 著作権、商標権、肖像権その他区又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (7) 人種、思想、信条等の差別を助長させるもの

- (8) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (9) 虚偽や事実と異なるもの並びに単なる噂や噂を助長させるもの
- (10) 本人の承諾なく個人情報 を特定、開示又は漏えいする等プライバシーを侵害するもの
- (11) 有害なプログラム等に誘導するもの
- (12) わいせつな表現等を含む不適切なもの
- (13) 他のユーザーや、区又は第三者等になりすますもの
- (14) 区民の生命、財産、もしくは、区の行政事務の執行等に重要な影響を及ぼすもの
- (15) 前各号に掲げるもののほか、区が不適切と判断したもの及びこれらの内容を含むホームページ等へのリンクへ誘導するもの

(肖像権への対応)

第9条 公式Instagramで公開した動画の被撮影者から非公開とするよう申し出があった場合は、速やかに公開した映像の削除などの対応に努めるものとする。

(知的財産権等)

第10条 公式Instagramに掲載する全ての情報（動画、テキスト、画像等をいう。以下同じ。）に関する知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する知的財産権をいう。）は、区又は著作権者に帰属する。また、著作権法（昭和45年法律第48号）第30条に規定する私的使用のための複製、同法32条に規定する引用その他同法において著作物の利用等が認められている場合を除き、公式Instagramに掲載する個々の情報は、無断で複製・転用等の利用はできない。

(免責事項)

第11条 区は、公式Instagramを通じて利用者から提供される情報について、その正確性、完全性、合法性その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、一切責任を負わないものとする。

2 区は、掲載された情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、区の故意又は重大な過失によるものでない限り、一切責任を負わないものとする。

3 区はシステム障害や保守などにより、利用者への事前予告なくアカウントの運用を停止する場合があるものとする。

4 この要綱は、利用者への予告なく変更や見直しを行う場合があるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めがない事項については、運用管理者と協議の上決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年11月14日から施行する。